心ゆたかに

第５７号　発行日 平成１７年５月１日

発行　株式会社天峰建設　袋井市横井115-3
TEL0538-43-6773　FAX0538-43-7250
ホームページ http://www.tenpou.co.jp/
Eメール　tenpou@mail.wbs.ne.jp

曹洞宗宗安寺で上棟式

静岡県浜松市市野町

上棟式の様子（導師御入場）

去る四月三日（日）、浜松市市野町の宗安寺様（曹洞宗・嶋田吉春住職）において、本堂新築の上棟式が執り行われました。

式典当日は朝から天候に恵まれ、春らしい穏やかな気候の中を、早い時間から建設委員や檀信徒、近所の方が大勢集まっていました。

式典は、御詠歌に導かれて導師が登場するところから始まりました。厳かに読経が響く中を関係者が一人一人焼香し、工事の無事を祈願しました。

それから、装束に身を包んだ棟梁たちによって、伝統的な棟上の儀が執り行われました。引き綱式（棟から垂らされた綱を、棟梁の合図によって境内にいる人たちが協力して引っ張る）、撒米式（お清めした米を撒く）、鳴弦式（弓を弾いて鳴らした音で邪気をはらう）など、手順通りに粛々と執り行われる儀式を、境内を埋め尽くした人々は興味深げに見守っていました。

その後、天峰建設より供せられた樽酒を用いて、鏡開きが執り行われました。合図に合わせて勢い良く振り下ろされた小槌によって蓋が割られると、会場から拍手と喝采が上がりました。

それから、会場にいた人々に樽酒が振舞われました。

最後に、檀信徒や近所の方たちが、今や遅しと待ち構えていた餅投げが行われました。境内にはかなり大勢の人が詰め掛けていましたが、お餅もたっぷりと十六俵も撒かれたため、皆袋をいっぱいにし、満足そうに帰りました。

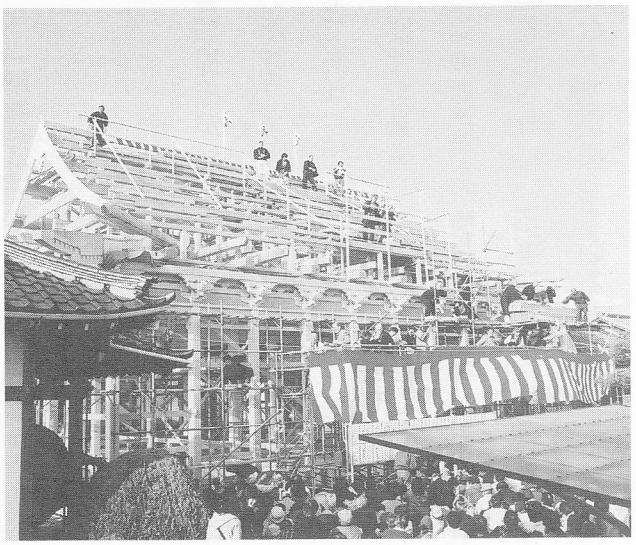

餅投げの様子と建設中本堂

宗教法人の税金問題

日本テンプルヴァン㈱　井上文夫

所轄庁提出書類について今一度考えよう

「実質的な内容チェックに重点が移っている」

宗教法人法が改定された後、平成十年から提出が始まりました「所轄庁提出書類の提出後の扱い」について、最近特に所轄庁側の対応に変化が出てきているという話題を提供します。ほとんどの寺院では毎年三月末が年度末となっていますので、今年も七月末までに書類を作成し、県庁にそれらを提出する時期がやって参ります。

県内ではほとんど該当しなかったと思いますが、全国的にみますと所轄庁への書類提出が法の改定により義務付けられたにも拘らず、提出を拒む姿勢を見せていた宗派や地区仏教会が存在したことと、さらに提出を義務化したことに「国による宗教への介入の第一歩である」との理由などから、最後まで提出反対意見が相当根強くあったことは周知の通りです。このため提出が始まった平成十年から数年間は、宗教法人から提出（郵送によるものも含め）された各種の書類の内容（中身）を所轄庁が吟味することは事実上なかったようです。これは提出率を一〇〇%に近づけることに最大の目標が置かれていたことにもよりますが、一方では一人とか二人とかという専任担当しかいない中で、数千もの宗教法人の書類の実質的な中身をチェックすることは困難であった、ということにもよるのでしょう。それが最近では提出後の書類の県庁によるチェック体制に変化が見られるようになってきているのです。

（一）「所轄庁はどのようにチェックするのか」

書類提出が始まってから数年間は、先ずどの所轄庁でも提出の有無の確認が重要な作業であり、加えて提出された書類が形式的な要件を具備しているかの検証だけでした。その形式上の検証とは、すべてに提出が義務化されている書類（役員名簿や財産目録など）が揃っているか、収益事業を行っている宗教法人では、収支計算書が一般会計と収益事業会計と区分して作成され、収益事業の内容や益金の使途を表した「事業に関する書類」が添付されているか、などについて外観的・形式的なチェックだけが行われていたと思われるのです。このようなことが何故言えるか、それは提出書類に形式上の明らかな間違いさえなければ所轄庁から「問い合わせ、質問、修正要求、

（次頁へ）

再提出依頼」を受けた経験のある宗教法人がまずいなかったことから推測できるのです。それが最近では所轄庁による対応の違いこそあれ、書類の実質的な内容についてチェックがされるようになってきているのです。所轄庁が提出された書類の矛盾や間違いを見つけることができるのは、所轄庁が保有している「認証内容」との照合が行われているからなのです。

（二）「具体的にチェックされている内容とは」

私が聞いているだけでもこういうことがありました。所轄庁からお寺に電話があり、「貴寺では総代（あるいは責任役員のケースもあり）の定数が三人のはずであるが、提出された名簿には五人分記載されている。これは認証内容と異なるので、正しい名簿に書き換えて再提出されたい」ということでした。連絡を受けたご住職は少し慌てましたが、よく調べてみましたら、所轄庁により宗教法人としての認証を受けたのは昭和二十七年ごろの先代住職の時代のことであり、その後檀信徒数が増えたため、総代（責任役員）の人数を増やしたが、うっかり所轄庁には「認証変更」の手続きをとっていなかったのです。認証から新たに行いますと大変ですので、取り敢えず提出する役員名簿を現在の認証内容に合わせた定数に変更してから再提出をされました。また認証書では収益事業を行っていることになっているのに、収支計算書などが提出されていないケースもありました。今後はこのような最低限の自坊内でできる事前チェックだけは、充分おこなった上で提出をしましょう。

曹洞宗常楽寺様で地鎮式

静岡県袋井市豊住

去る四月十四日（木）、袋井市豊住（四月より合併・旧磐田郡浅羽町豊住）の常楽寺様（曹洞宗・真川宏之住職）において、本堂位牌堂新築の地鎮式が執り行われました。

境内の桜が満開の穏やかな天候の下、工事も順調に無事に進むようにと皆で祈願しました。

地鎮式の様子

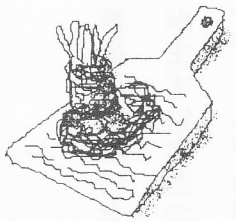

知って得する

山葵（わさび）の話

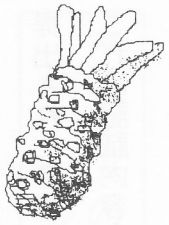

今年も気がつけば初鰹の季節を迎えました。地元静岡県には優良な漁港も多く、初鰹に限らず、モチガツオ、、戻り鰹など、鰹に対する親しみは江戸っ子に負けないものがあります。静岡県は鰹以外にも刺身や寿司で食べられる魚は種類が豊富にあります。今回は刺身や寿司を食べる時に味を一工夫してくれるもの、薬味、その中でも最も一般的な山葵（わさび）についてのお話です。

山葵と一口に言っても、実は大きく分けて二種類あります。日本原産の本山葵とヨーロッパ南東部原産の西洋山葵（ホースラディッシュやレフォールと呼ばれる）がありますが、ここでは本山葵のことを山葵として取り上げていきたいと思います。山葵はアブラナ科の多年草で、冷涼で清らかな水のあるところで栽培されます。歴史は古く飛鳥時代の遺跡から出土した木簡には「委佐俾」と記されており、当時は薬草として珍重されていたようです。その後は汁の具として食されたりしてきましたが、江戸時代になって薬味として普及しました。

近年色々な研究が進み、山葵の効能がわかってきました。飛鳥時代に薬草とされていたのも、刺身や寿司を食べる時に薬味とされてきたのも、そんな効能を経験的に知っていた先人の智恵と言えるでしょう。では、そんな山葵の効能にはどんなものがあるのでしょうか？

①抗癌作用

癌転移細胞の抑制に効果があることが証明されています。

②血栓予防作用

血液がサラサラになり動脈硬化などを防ぎます。

③抗虫作用

魚介類などに寄生する線虫に対してその活動を止める効果があります。

④抗菌・抗黴作用

食中毒の原因となる細菌の増殖を抑えます。

⑤骨増強作用

骨量増進作用が実験により確認されています。骨粗鬆症に有効と期待されています。

この他にも、下痢止めに効果があったり、食欲増進に効果があります。また、ビタミンCの含有量はレモンよりも多く、カルシウムも多く含まれています。ちなみに山葵漬けなら一日二十グラムも食べれば良いそうです。